# 国民健康保険に関するお知らせ

問い合わせ　保険医療助成課　☎229-3160　FAX229-5001

## 10月１日から国民健康保険被保険者証が変わります

現在使っている国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)の有効期限は、９月30日です。10月１日からは新しい保険証を窓口で提示してください。

新しい保険証は、９月中旬に国民健康保険被保険者のいる世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。１通の封筒につき３枚までの保険証が入っています。被保険者が４人以上の場合は、複数の封筒で送付しますので、ご注意ください。

旧保険証は、10月１日以降に各自で処分してください。処分する場合は、有効期限を確認の上、住所・氏名などが分からないように細断するなど、十分注意してください。

なお、後期高齢者医療制度加入などに伴い、有効期限が９月30日ではない場合があります。その場合は有効期限までに新しい医療制度適用後の保険証が届きます。

新しい保険証

## こんなときは手続きが必要です

**他の健康保険(社会保険など)に加入したとき**

社会保険の加入手続きは勤務先を通して行いますが、国民健康保険の資格喪失の届け出に関しては、ご自身で行う必要があります。

**手続きに必要なもの**

- 新しい健康保険証
- 津市国民健康保険の保険証
- 印鑑
- マイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと本人確認できるもの

**保険証を破損や紛失したとき**

破損や紛失をして保険証が使えなくなったときは、すぐに保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に届け出て、再交付を受けてください。

**再交付に必要なもの**

- 印鑑
- マイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと本人確認できるもの

**交通事故などで国民健康保険を使いたいとき**

交通事故や暴力行為など、第三者(自分以外の人)の行為によるけがの治療に国民健康保険を使う場合は、保険者(市)への届け出が義務付けられています。本来は、加害者が医療費の全額を負担しますが、国民健康保険を使う場合は、国民健康保険が加害者に代わって一時的に医療費を立て替えて支払い、後で加害者へ請求することになりますので、必ず事前に連絡し、必要書類を提出してください。自損事故の場合でも、国民健康保険を使うためには届け出が必要です。ただし、飲酒運転や無免許運転など悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

## ジェネリック医薬品を使っていますか？

ジェネリック医薬品とは、最初に開発された薬(新薬)の特許が切れた後に作られた薬のことです。開発のためのコストが低く抑えられるため、新薬に比べて安いことが多く、経済的負担が軽減されます。また、効き目や安全性などは新薬と同等であることが厚生労働省に認められていて安心です。まずは、医師や薬剤師にご相談の上、ぜひジェネリック医薬品を活用してください。